

初めて児童手当を申請する方

児童手当 認定請求書

生計中心者(下を参照)を記入

提出年月日

令和

窓口提出の日付を必ず記入
(郵送提出の場合は、市役所に到達した日
が提出日となります)。

請求者	氏名 (法人名等)	ひがしひろしま いちろう 東広島 一郎		性別	男 女	生年月日	昭和 平成	5・5・5	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (出向・派遣等に限る) ウ. 被用者等でない者	配偶者の有無	有 無	◆支払希望金融機関の普通預金口座	名称	西条 銀行 本店 支店 9 9 9 9 9 9	口座番号	9 9 9 9 9 9		
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 東広島市西条栄町8番29号		電話	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇				「ア. 被用者」→厚生年金、共済組合加入者 「ウ. 被用者等でない者」→国民年金加入者、その他				ゆうちょ銀行 店番 支所	公金受取口座を利用する場合は、チェック		口座名義 (カタカナ)		ヒガシヒロシマ イチロウ	□ 公金受取口座を利用します。
配偶者等	氏名	ひがしひろしま はなこ 東広島 花子		生年月日	昭和 平成	1・1	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 (職場での受給: 有・無) 所屬先: 電 話:	住所	西条栄町8番29号		個人番号(配偶者等)		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
	児童の兄弟等の名前を記入	続柄	生年月日	同居・別居の別	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居の場合 →「有」を○ ※監護(監護相当)の有無 ⇒児童、児童の兄弟等を監督保護しているか 別居の場合 →「別」を○		生計費を負担している場合 →「有」を○ 生計費を負担していない場合 →「無」を○ ※大学生年代が対象		【注意】 「児童の兄弟等」について、「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担」についての確認書をご提出ください。 (「児童の兄弟等」と「児童」の合計人数が3人以上の場合に限る。)		児童の兄弟等		算定対象の場合に○印				
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	監護の有無	生計関係	海外に滞在している場合の出国年月	住所 (別居の場合)	※児童との関係で、該当する場合に○印		第3子以降の場合に○印	3歳未満の場合に○印	3歳以上の場合に○印	※手当月額					
	児童の名前を記入	同居の場合 →「同」を○ 別居の場合 →「別」を○	同居・別居の別	有・無	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	同一・維持	
請求者が加入している年金の種別を○		ア. 厚生年金保険 *以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入		イ. 国民年金 ウ. その他()		所得の状況		令和 年分所得 請求者		※認定・却									

◎児童手当は児童の父母等のうち、収入が高いなど生計を維持する程度の高い方(生計中心者)が受給します。

<必要書類>

- 請求者の健康保険証の写し
(国民年金加入者は不要。保険証で年金加入状況が確認できない場合、別紙「年金加入証明書」が必要。)
- 請求者が児童と別居している場合は、別紙「別居監護申立書」が必要です。
- 大学生年代までの子(児童を含む)を3人以上、かつ高校生年代までの児童を1人以上養育している場合、第3子以降の手当が加算されます。大学生年代までの子を加算対象とするためには、別紙「監護相当・生計費の負担についての確認書」が必要です。

この用紙は、

- 出生の場合: 出生日の翌日から15日以内
- 転入の場合: 前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に必ず提出してください。
(郵送提出可。ただし、提出日は市役所に到達した日となります)

《提出先・問合せ》〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市役所 こども家庭課 子育て総務係

【注意】

- 1 「氏名(法人名等)」の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 「住所(法人の主たる事務所の所在地)」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 「個人番号(請求者)」の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 「職業」、「性別」、「生年月日」、「配偶者の有無」、「加入している公的年金制度の種別」及び「所得の状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「支払希望金融機関」の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。ただし、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「支払希望金融機関」の欄に記載する必要はありません。
- 6 配偶者等の「氏名」、「職業」、「住所」、「生年月日」、「所得の状況」及び「個人番号(配偶者等)」の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
配偶者等の「住所」は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 7 「児童の兄弟等」の欄は、「児童」の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 8 「児童」の欄は、請求者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 「児童の兄弟等」の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 「児童の兄弟等」の「生計費の負担の有無」の欄は、該当の子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば、同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 「児童」の欄及び「児童の兄弟等」の欄に記載した児童等が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 12 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 13 「加入している公的年金制度の種別」の欄は、「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる場合に限り、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ① 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれかが該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
 - ② 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者または高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 14 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また()内には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 15 「所得の状況」の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 16 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。

ア 児童又は児童の兄弟等(以下、児童等という)が他の市町村に住所を有する場合は、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類

エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)

キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

ク 請求者に配偶者がある場合には、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書

ケ 「児童」の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

コ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「児童の兄弟等」欄に記載した子に係る「監護相当・生計費の負担についての確認書」

サ 「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、該当の子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類